

○青山総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めたいと存じます。

本日は、藤原委員が御欠席でございます。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いしたいと存じます。

どうぞよろしく願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから第139回個人情報保護委員会を開会いたします。

まず初めに、個人情報保護委員会議事運営規程第3条第5項の規定に基づき、3月4日に開催いたしました第138回個人情報保護委員会の審議の結果を事務局より報告願います。

○青山総務課長 第138回個人情報保護委員会の報告を申し上げます。議題は「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し(個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案について)」でございます。事務局から閣議請議について説明を行い、御了承いただきました。

また、3月10日に「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会へ提出されました。

報告は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

本日の議題は3つです。

議題1、「個人情報保護法に関するタウンミーティング開催報告について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 タウンミーティングの開催報告につきまして、資料1に基づいて説明申し上げます。

当委員会では、平成30年度から本年度にかけて、全国の消費者や消費生活相談員、自治会・企業関係者の方々から、個人情報の取扱いについての御意見を伺い、個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しを含め、今後の施策に生かしていくことを目的に、計44道府県で個人情報保護法に関するタウンミーティングを開催してまいりました。

開催実績は記載のとおりでございます。

なお、平成31年1月に個人情報保護法シンポジウムを行った東京都を除き全ての道府県での開催を目指してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、残念ながら3月に開催予定であった2県での開催を当面中止することといたしました。

続きまして、タウンミーティングの参加者からいただいた主な御意見を御紹介いたします。

消費者の方からは、事業者を取得された個人情報が誰に共有され、どのように使われるのかが分からないまま、様々なサービスを日々利用していることが不安であるといった声を多くいただきました。また、長文で記載されたプライバシーポリシーや利用規約を読んで理解することが難しいため、誰もが理解できるように事業者側で記載方法を工夫してほしいといった御意見や、高齢者や子供がインターネットを通じたサービスを利用する機会

も増える中で、それらの方々を対象にした個人情報に関する啓発が必要であるという御意見もございました。

消費生活相談員の方からは、悪質なダイレクトメールの送付を止めるように事業者に依頼をしましたが、応じてもらえなかったという相談を消費生活センターで多く受けることがあり、個人情報の利用停止や消去の権利を拡大してほしいという御意見を多く頂戴いたしました。また同様に、事業者に対して自身の個人データの第三者提供の停止を求めたが、既に関係するほかの事業者に提供されてしまっており、どの事業者に第三者提供の停止を求めればよいのか分からないといった相談も寄せられているとのことでした。また、架空請求やフィッシング詐欺による相談も全国で寄せられており、出回ってしまっている名簿がそれらの犯罪に利用されていると考えられるため、転売されている名簿への対策を求める声も多くございました。

自治会関係者の方からは、災害時に要支援者を助けたいと思っても、地域住民で要支援者の情報を共有するための本人の同意が得られないことも多く、このままでは実際の災害発生時に助けることができないのではないかと懸念の声が多くございました。また、住民のプライバシー意識も高まっており、名簿を作ることができなくなっている自治会も多く、自治会活動に支障を来しているという声もございました。また、自治会のような非営利の小規模な団体では、個人情報の管理に関する役員の負担も大きく、苦勞しているという声もございました。

企業関係者の方からは、各事業者において工夫されている安全管理措置を御紹介いただく中でも人的安全管理措置の難しさについて課題に挙げられる事業者が多くございました。また、顧客から個人データの取扱いを伴う業務を受託した場合に、再委託は自分たちの目が届きにくく、漏えい等のリスクが増すため、できる限り自社で完結するような業務体制を構築するなど、意識して様々な工夫をされている事業者がございました。また、中には個人情報という言葉に対して過剰に反応する消費者の方もいらっしゃるため、個人情報の有用性やデータの利活用のメリット等も含めて、個人情報に関する啓発活動に力を入れてほしいという御意見もございました。

私からの説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

宮井委員。

○宮井委員 説明ありがとうございます。全国各地に赴いていかれて説明をされたタウンミーティングの関係者の方々には敬意を表したいと思います。

今、報告ありましたように、タウンミーティングの参加者から頂いた御意見の中には、今回の法改正に繋がった内容もあり、改めてこのような活動が重要であることを再認識いたしました。

今後にも必要に応じて、委員会がガイドラインやQ&Aを見直していくに当たって、この

ような消費者が日頃から感じている「生の声」を把握し、企業サイドにもしっかりと伝えていくことも委員会としての重要な役割であると思いますので、しっかりと取り組んでいきたいと思います。

○丹野委員長 ほかにございますでしょうか。

では、私からも一言。

今、宮井委員が仰いましたように、昨年度から取り組んできた個人情報保護法に関するタウンミーティングについては、消費者、消費生活相談員、自治会、企業といった様々な立場の方々にお集まりいただき、日常的に接する個人情報の取扱いに関して、忌憚のない、有意義な意見交換をしていただくことができたと思っております。ほぼ全国で開催することができたわけですが、御参加いただいた皆さま、また、開催に際して御協力・御尽力いただいた自治体をはじめとする関係者の皆さまに、この場をお借りして、感謝を申し上げます。いただいた御意見、いわば「生の声」については、例えば、利用停止・消去等の個人の請求権の要件緩和や、名簿の転売規制など、先般国会に提出された個人情報保護法改正法案の検討に活かすことができましたし、周知広報活動の更なる充実など、今後の運用面で参考になるものも多数ありました。

当委員会として、個人情報保護法相談ダイヤルで寄せられる声も含め、こうした「生の声」を大事にしながら、今後とも活動を行ってまいりたいと思います。

それでは、次の議題に移ります。

議題2、「生産性向上特別措置法に基づく革新的データ産業活用計画に係る税制の廃止について」、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 資料2を用いて報告させていただきます。

令和元年12月10日に閣議決定された「令和2年度税制改正の大綱」において、生産性向上特別措置法に基づく革新的データ産業活用計画に係る減税措置が、令和2年3月末をもって廃止されることとなりました。

平成30年6月に施行された生産性向上特別措置法では、革新的な技術又は手法を用いたデータの収集・活用などにより生産性を向上させる計画、すなわち革新的データ産業活用計画について、主務大臣が認定を行い、減税措置を講ずるとされており、取り扱われるデータに個人情報が含まれる場合には、当委員会への協議が法定されております。

令和2年2月末時点で、当委員会が協議を受け了とした計画は35件になります。今後、3月末に向けてさらに協議を受ける見込みです。

報告は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告について、何か御質問等はございますか。よろしいでしょうか。

では、報告ありがとうございました。

それでは、次の議題に移ります。

次に、議題3、「その他」です。

「産業機械健康保険組合（適用、給付及び徴収関係事務）及び内閣総理大臣（情報提供等記録開示システムの運営に関する事務）の全項目評価書の公表について」、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 産業機械健康保険組合が作成しました「産業機械健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書」及び内閣総理大臣が作成しました「情報提供等記録開示システムの運営に関する事務 全項目評価書」につきましては、第136回の委員会において承認いただいたところです。

承認の際に決定いただいた「個人情報保護委員会による審査」欄への記載事項については、評価実施機関において評価書に反映していただいております。

今般、産業機械健康保険組合の評価書は3月3日付けで、内閣総理大臣の評価書については2月27日付けでマイナンバー保護評価Web等にて評価書が公表され、全項目評価に必要な全ての手続が終了しましたので、報告いたします。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、何か御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、報告ありがとうございました。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

それでは、そのように取り扱います。

それでは、本日の会議は閉会といたします。